

草津市住宅マスタープラン等策定委員会の設置目的

1 設置目的

草津市の住宅政策に関する基本的な方針である「草津市住宅マスタープラン」および市営住宅の効率的かつ円滑な修繕、建替え等を実現するための「草津市市営住宅長寿命化計画」の策定に関し、必要な事項についての調査審議に関する事務を行う委員会です。

2 委員会の事務内容

草津市住宅マスタープラン等策定委員会は、地方自治法に規定する市の附属機関（草津市附属機関設置条例）であり、次の事項を審議等いただきます。

- ①草津市住宅マスタープラン（住生活基本法の主旨に基づき、民間住宅市場および公的賃貸住宅全体を含めた草津市の住宅政策全般の計画をいいます。）の改定案
- ②草津市市営住宅長寿命化計画（草津市の住宅事情、市営住宅の施設、入居者の現状等を把握し、少子高齢化、環境対応等の社会条件を踏まえ、さらに、費用対効果、長寿命化等を考慮して、適切な手法選択による市営住宅の総合的な活用を推進するための計画をいいます。）の改定案
- ③その他市長が必要と認めるもの

3 設置期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 住宅マスタープランおよび市営住宅長寿命化計画の位置づけ

- ・計画期間 平成24年4月から平成34年3月まで（10年間）

「草津市住宅マスタープラン」は、住生活基本法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」および「滋賀県住生活基本計画」に連なる市町村版の住生活基本計画として策定しています。

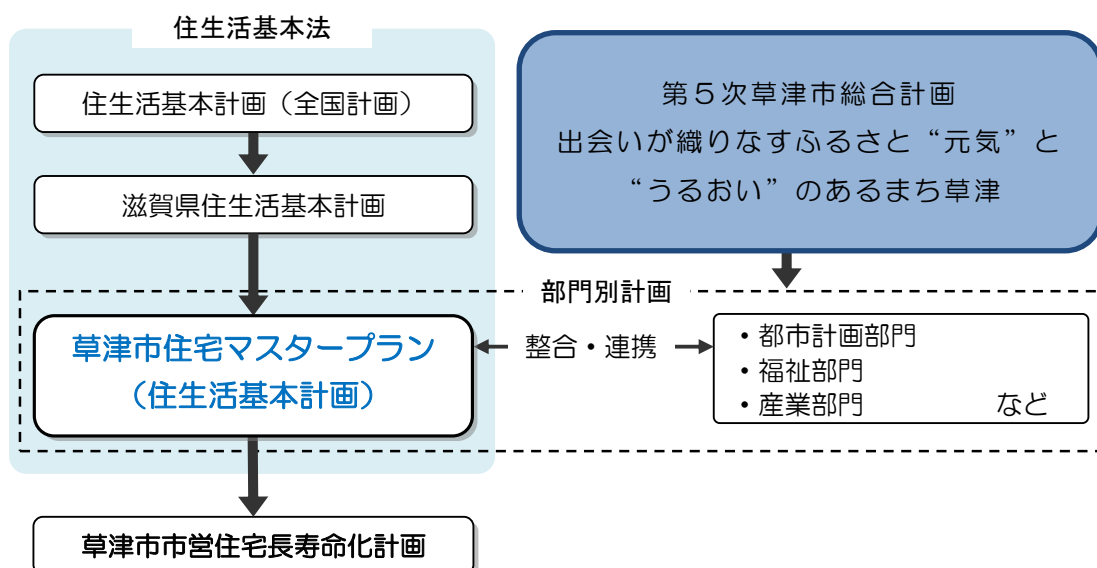
また同時に、草津市総合計画に基づき実施する「住生活の安定及び向上にかかる施策」の基本的な方針となる部門別計画に位置づけています。

→現行計画の中で、「中間年度（平成28（2016）年度）において、社会経済情勢や施策の進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。」としています。

「草津市市営住宅長寿命化計画」は「草津市住宅マスタープラン」に位置づけた市営住宅施策のうち、今後の建替え、長寿命化・福祉対応を含むハードウェア事業に関する実施計画として策定しています。

→現行計画の中で、「平成24年度からの10年間を計画期間としつつ、5年ごとの見直しをもって調整を図るものとする。」としています。

図 計画の位置付け



5 改定案の策定体制と検討の流れ

本委員会でご検討いただく「草津市住宅マスタープラン」および「草津市市営住宅長寿命化計画」の改定案については、市の関連計画とも整合を図りながら作成してまいります。

また、個別の重点課題を検討するため、庁内において部門を横断した改定プロジェクトを立ち上げています。プロジェクトでは「住宅セーフティネットの形成」と「市営住宅事業の方向」について部会を設け、検討の結果を改定（案）に反映してまいります。

図 検討の流れ

